

会長・副会長の選出について

本協議会設置要綱第5条第1項の規定では、「会長及び副会長は、委員の互選により選任する」とされています。

つきましては、会長・副会長の選任について、事務局から御提案いたします。

<事務局案>

役 職 名	氏 名	区分	備 考
会 長	吉松 栄彦 委員	新任	坂戸鶴ヶ島医師会 会長
副 会 長	松本 吉郎 委員	新任	川越市医師会 会長
副 会 長	田端 裕之 委員	再任	比企医師会 会長

(理由)

事務局案の各委員については、川越比企保健医療圏内の医師会長として圏域内の保健医療に精通し、かつ牽引してきた実績があります。

また、本協議会は、事務局が坂戸保健所にあり地域的な点などから、会長には坂戸鶴ヶ島医師会長、副会長を川越市医師会長及び比企医師会長に御就任いただくことが従前からの慣例となっております。

つきましては、吉松栄彦委員には会長を、松本吉郎委員と田端裕之委員には副会長をお願いしたいと、上記のとおり提案いたします。